

船舶事故調査報告書

令和4年5月25日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	定置網損傷
発生日時	令和3年9月9日 07時00分ごろ
発生場所	北海道羽幌町羽幌港北方沖 羽幌港西防波堤灯台から真方位357° 1,110m付近 (概位 北緯44° 23.3′ 東経141° 41.6′)
事故の概要	旅客船さんらいなあ2は、北進中、定置網に進入し、定置網が損傷した。
事故調査の経過	令和3年9月16日、主管調査官（函館事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	旅客船 さんらいなあ2、122トン 141874、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（船舶所有者）、羽幌沿海フェリー株式会社（船舶管理人）
乗組員等に関する情報	船長、三級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 なし 定置網 ロープ及び漁網に切損
気象・海象	気象：天気 雨、風向 南南東、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.1m、潮汐 下げ潮の初期
事故の経過	<p>本船は、船長ほか3人が乗り組み、羽幌港から北海道稚内市稚内港に回航する目的で、約20ノットの対地速力で北進していた。</p> <p>船長は、「前任船長が前回稚内港に向けて航海した時の航跡」（以下「本件航跡」という。）をGPSプロッターの画面に表示させ、本船が本件航跡から外れて航行しないように同画面を注視しながら手動操舵により北進を続けた。</p> <p>船長は、ふと本船の前路に視線を向けたところ、本船の進行方向に対して横一列に並んでいるオレンジ色や黒色など様々な色の浮き玉を至近に認め、本船が、羽幌港北方沖に設置された定置網（以下「本件定置網」という。）に向かっていることに気付いたものの、本件定置網を避けることができないと判断し、損害をできるだけ軽減する目的で主機を中立とした。</p> <p>本船は、主機を停止して約5秒後、浮き玉の列を通過し、両舷のプロペラがそれぞれ停止して運航不能となった。</p> <p>船長は、本件定置網に進入したと判断し、乗組員の安否及び本船の損傷状況を確認した後、船舶管理人に運航不能となった旨を報告して救助を要請した。</p> <p>本船は、来援したダイバーにより、両舷のプロペラに絡まっていた</p>

	<p>本件定置網のロープ及び漁網が除去され、自力で航行して羽幌港に帰港した。</p> <p>船長は、過去に本件定置網を遠くから見たことが何度もあったので、本件定置網の設置場所付近を航行していることを承知していたものの、本船が本件航跡から外れて航行しないようにすることに意識を集中しているうちに、本件定置網への警戒がおろそかになっていたと本事故後に思った。</p> <p>本件定置網は、8月～10月末まで設置され、その他の期間は撤去されていた。</p> <p>本件航跡は、本件定置網が撤去された後に本件定置網が設置されていた場所を通過した時のものであった。</p> <p>船長は、羽幌港から稚内港に向かう航海が初めてであったが、本件航跡が本件定置網を通過するものとは知らず、本船が本件航跡から外れて航行しないように北進すれば安全に航行できると思っていた。</p> <p>船長は、海上保安部のホームページに掲載された漁業施設位置図により、本件定置網の設置場所が確認できることを知らなかった。</p> <p>本船は、針路を設定すれば、その針路となるように針路を保つ自動操舵装置を備えていた。</p>
<p>分析</p>	<p>本船は、本件定置網が設置されている羽幌港北方沖を北進中、船長が、本件航跡が本件定置網を通過することを知らずに、本船が本件航跡から外れないように意識を集中して手動操舵により航行していたことから、本船の前路に設置された本件定置網の所在を示す浮き玉の発見が遅れ、本件定置網を避けることができずに本件定置網に進入し、本件定置網のロープ及び漁網が損傷したものと考えられる。</p> <p>船長は、羽幌港から稚内港に向かう航海が初めてであったが、本件定置網の設置場所付近を航行していることを承知しており、本船が本件航跡から外れて航行しないように北進すれば安全に航行できると思っていたことから、本件航跡から外れないように意識を集中していたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、本件定置網が設置されている羽幌港北方沖を北進中、船長が、本件航跡が本件定置網を通過することを知らずに、本船が本件航跡から外れないように意識を集中して手動操舵により航行していたため、本船の前路に設置された本件定置網の所在を示す浮き玉の発見が遅れ、本件定置網を避けることができずに本件定置網に進入したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自動操舵装置を備えた船舶の船橋当直者は、単独で入直する場合には、自動操舵により航行するなどして、周囲の見張りを十分に行うことができる環境を整えること。

- | | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、事前に定置網及び養殖施設等の施設期間や場所を調べ、同施設場所を避ける航海計画を立てて航行すること。 |
|--|---|